平成２１年（フ）第１４８号
三重県志摩市阿児町志島831番地３
債務者　中岡　艶子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３２８１号
名古屋市守山区大谷町15番14号　サンハイツ喜多山２Ｃ号
債務者　加藤健次郎
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３３４号
名古屋市緑区滝ノ水１丁目1025番地の１　カスティージョイトキ滝の水102号
債務者　アキトモ電気こと　秋田　智哉
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３２７号
大阪府箕面市桜井２丁目９番11―103号
債務者　近江　隆志
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９１８号
大阪市東淀川区井高野１丁目１番27号
債務者　川端　通子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４３号
大阪市住吉区遠里小野５丁目５番６号　ワイツービル303号
債務者　神原　省造
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２号
静岡県御前崎市佐倉1998番地の27
債務者　小澤　角次
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
静岡県浜松市浜北区於呂3786番地の11
債務者　堀内　好子
１　決定年月日時　平成21年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
静岡県浜松市中区神田町92番地の６　神田パレス110号室
債務者　上野　成春
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
静岡県浜松市南区西島町1572番地の５
債務者　小山真由美
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第６６８号
静岡県浜松市中区茄子町356番地の５　コーポ飯山233、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番８号　メゾン大和115号
債務者　森　　満
１　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月29日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１３６号
宮城県石巻市湊町２丁目８番３号
破産者　木村　廣紀
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産法218条１項１号の申立を相当と認める。
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１０８号
新潟市中央区赤坂町２丁目3188番地
破産者　株式会社本間製材所
１　決定年月日　平成21年12月４日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第３１５号
滋賀県彦根市東沼波町983番地
破産者　株式会社矢田工務店
１　決定年月日　平成21年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第３９７号
最後の住所奈良県橿原市見瀬町1905番地の１
破産者　どりーむこと　被相続人亡金久利子相続財産
１　決定年月日　平成21年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第９２号
大分県佐伯市大字霞ヶ浦552番地
破産者　株式会社西本組
１　決定年月日　平成21年12月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２０年（フ）第１０１５号
仙台市青葉区春日町３番８号
破産者　東建産業株式会社
１　決定年月日　平成21年12月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係